

## キッズルームひまわり 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 運営主体

名 称	株式会社 ひまわり
所 在 地	成田市囀護台3-6-4
電 話 番 号	0476-22-3692
代表者氏名	代表取締役 渡邊 美子

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業所A型
施 設 の 名 称	キッズルームひまわり
施 設 の 所 在 地	成田市囀護台3-6-4
連 絡 先	電話番号 0476-22-3692 FAX 0476-33-4547
管 理 者	高橋 治美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	平成28年 4月 1日
事 業 所 番 号	

### 3 事業所の目的・運営方針

キッズルームひまわり（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	300.80㎡
	園庭	0㎡ この他、北団護台街区公園を屋外における保育活動の場として使用します。
園舎	構造	軽量鉄骨造 2階建
	延べ床面積	208.210㎡（保育専用部分84.258㎡）

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室・乳児室・ほふく室	4室	
調理室	1室	調乳室と兼用
沐浴室	1室	
乳児用便所	1ヶ所	
保健室	1室	保育室Dと兼用で静養コーナーを設置

#### 5 職員の設置状況

職種	員数	備考
管理者	1名	
保育士	5名	基準上の必要人数
事務員	1名	調理員と兼務
調理員	2名	

※ 当園では、「成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

##### <各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
管理者	
保育士	勤務時間帯（7：30～17：00） （10：00～19：00）
事務員	勤務時間帯（8：00～17：00）
調理員	勤務時間帯（8：00～17：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。  
土曜日は、ひまわり保育園との合同保育となります。  
ただし、年末年始及び祝祭日は休園となります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、7時30分から18時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、土曜日を除く18時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、お支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時まで（土曜日は16時30分から18時30分まで）の範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### (3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時30分となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時30分までに登園していただきます。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準じて、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

## (2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事・水分補給の提供を行います。

	水分補給	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください

※ 0歳児のミルクは個々の授乳時間に合わせます。

## 9 利用料金

### (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、**別表**に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします）。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

### (1) 連携内容

ア 特定地域型保育の適切な提供に必要な相談、助言その他の保育の内容に関する支援

イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供す

ることができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。)の提供  
 ウ 当園卒園児が就学前まで利用できる受け皿の提供

(2) 連携施設

ア 中台保育園

運営主体	成田市
所在地	成田市中台3-5
連携内容	相談、助言その他の保育内容に関する支援
電話番号	0476-27-9023

イ ひまわり保育園

運営主体	株式会社ひまわり
所在地	成田市囲護台3-6-10
連携内容	代替保育の提供
電話番号	0476-22-3693

ウ 赤坂保育園

運営主体	成田市
所在地	成田市赤坂2-1-1
連携内容	卒園児の受け皿の提供
電話番号	0476-20-6900

※ 当園の卒園後、赤坂保育園への入所が可能です。保育園（連携施設となっている赤坂保育園を含む）を希望される場合には、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。

1.2 嘱託医

当園は、以下の医療機関を嘱託医としています。

(1) 内科，小児科

医療機関の名称	いとうこどもクリニック
医院長名	伊藤 けい子 先生
所在地	成田市美郷台1-15-8
電話番号	0476-20-3325

(2) 歯科

医療機関の名称	渡辺歯科クリニック
医院長名	渡邊 幸浩 先生
所在地	成田市加良部6-5-3
電話番号	0476-36-7911

1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

#### 1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 高橋治美，國府田佐姫子 ・ご利用時間 8：30～17：00 ・電話番号 0476-22-3692 F A X 0476-33-4547 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出 ください。	
第三者委員	鈴木 康正	電話番号 0476-22-1160
		北囲護台区 民生児童委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

#### 1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。
建物の耐火構造	その他
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 無 ・非常警報装置 有 ・非常用灯 有 ・スプリンクラー 無 ・その他，カーテン，敷物，建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月1回以上実施します。

#### 1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険、生産物賠償責任保険、施設賠償責任保険
保険の内容	「保険内容」のご案内参照
保険金額（補償限度額）	同上

※詳しくは、別途配布する「保険内容」のご案内をご確認ください。

#### 1 7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動， 政治活動， 営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
季節行事に係る費用	クリスマス会プレゼント代等	実際に要した経費（実費）
遠足に係る交通費	公共交通機関（電車，バス等）その他移動手段に要する経費	実際に要した経費（実費）
図画工作等に係る費用	テキスト・造形、制作素材・描画用品代等	実際に要した経費（園負担の場合もあり）

2 時間外保育に係る利用者負担金

(1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

1回あたり500円

(2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

1回あたり500円(朝・夕利用した場合1000円)

※ 当園は，上記費用の支払を受けた場合は，領収証を交付いたします。